

たましん従業員サポート制度「Life & Work」規定

多摩信用金庫

申込人兼提携事業所（以下「甲」という）は、後記の各条項に同意のうえ、多摩信用金庫（以下「乙」という）に、たましん従業員サポート制度「Life & Work」（以下「本制度」という）の提携事業所としての取扱いを申込みます。なお、乙が承諾しない場合を除いて、本申込日に契約が成立することとし、成立後は後記の各条項に従います。

第1条（目的）

多摩地域の事業所にお勤めの従業員が事業所に定着し、健康で文化的な生活を営み、生活の安定、向上を図ることを願って、事業所と提携することにより、乙から特別な金融商品・サービス（以下「提携商品・サービス」という）を受けられることを可能とする。

第2条（提携事業所）

提携事業所は、次の要件をすべて満たし、乙が適当と認める法人または個人事業主および各種団体とする。

- ① 乙の営業地区内で事業を営んでいる方
- ② 本契約書の各条項に抵触しない方

第3条（適用資格）

1. 提携商品・サービスを受けられる従業員は、次の要件をいずれも満たす個人の方とする。
 - ① 提携事業所にお勤めの方
 - ② 申込店舗で普通預金口座を開設している方
 - ③ 反社会的勢力に該当しない方
2. 提携商品・サービスの利用にあたっては、乙がそれぞれ定める資格や審査等の条件も満たす必要がある。
3. 甲は、第1項1号について、乙が行う適用資格の確認に協力する。

第4条（適用範囲と期間）

1. 乙が指定した提携商品・サービスのうち、いずれかを従業員が利用する場合に、本制度のサービスが適用される。
2. 適用期間は、契約締結の日から次のいずれかに該当する日までとする。ただし、第1号・第3号については、適用期間中に契約した金融商品・サービスの継続を乙が認める場合は、その限りではない。
 - ① 甲と乙における「たましん従業員サポート契約」が終了した日
 - ② 従業員が利用した金融商品・サービスを解約した日
 - ③ 従業員が甲を退職した日

第5条（手数料）

本制度の会費・手数料は無料とする。

第6条（サービス内容と周知）

1. 本制度のサービス内容は乙が定め、リーフレット等により随時甲および従業員に周知する。
2. 甲は本制度に関する連絡窓口を定め、乙の周知に協力する。

第7条（情報の共有）

1. 乙は、甲および従業員に対するサービス・特典の提供のために必要な範囲内で、株式会社多摩情報メディアおよび一般社団法人しんきん保証基金などの外部機関と、甲が提携事業所であることの事

- 実を共有する。
2. 甲は、第1項について同意する。

第8条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約成立の日から1年間とする。
2. 契約満了の2ヵ月前までに甲または乙が別段の意思表示を行わない場合は、期間満了の日の翌日から起算して1年間の効力を有するものとし、以降も同様とする。

第9条（条項の変更等）

本規約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、予め、当金庫ホームページに規約を変更する旨および変更内容・変更日を公表することにより、変更できるものとする。公表の際に定める1か月以上の相応な期間を経過した日から適用されるものとする。各条項は、当金庫の都合で内容を変更する場合があり、条項の変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとする。なお、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても当金庫は責任を負わない。

第10条（契約の解約）

1. 本契約有効期間中でも、甲または乙のいずれか一方から、所定の文書をもって、解除の意思表示をすることにより契約を解約できる。
2. 甲が次の各号のいずれか一つに該当した場合、甲は当然期限の利益を喪失し、乙は何らの催告なくしてただちに本契約の全部または一部を解約することができる。
 - ① 金庫取引上の債務について期限の利益を喪失したとき、あるいは支払いの停止、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき、または解散を決議したとき
 - ② 法令あるいは本契約書各条の定め違反し、取引を継続することが不適切であるとき
3. 前2項において、通知を受領する当事者が住所変更の届出を怠る、あるいは通知を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達されたものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、自らおよび自らの役員・従業員（以下「対象者」と総称する。）が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲は、対象者が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 甲が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引を継続することが不適切である場合には、乙は、第9条の定めを準用し、本契約の全部もしくは一部を解除できるものとし、甲は乙に何ら異議を申し出ないものとする。
 4. 前項の解除により、甲に損害が生じた場合にも、乙になんら請求をしないものとする。また、乙に損害が生じた場合には、甲がその責任を負う。

第12条（契約書の作成・保管）

1. 本契約の証として、本契約書1通を作成し、乙が原本、甲が写しを保有する。
2. 本契約書の原本は、乙の定める保存期間到来後、乙の規定に従い廃棄するものとする。

以上

(2020.4改定)